

入札へ参加される事業者の皆様へ

## デフリンピック準備運営本部における契約に関するガバナンスの強化について

平素からデフリンピック準備運営本部の事業に御協力いただきありがとうございます。

昨今の国際スポーツ大会を取り巻く環境等に鑑み、東京 2025 デフリンピックを「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」に基づいたスポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼される大会とする必要があるとの認識のもと、東京都から、より厳正に契約制度を構築・運営していくよう要請がありました。

この要請を受け、この度、当本部では下記の取組を新たに実施することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 1 業務委託等において総合評価方式を適用する案件については、当該案件の入札参加者が、過去3年の間に指名停止を受けている場合（※1）には、当該案件における技術点の満点の20%を減点します。（参考 都財務局通知（5財経総第1433号））
- 2 当本部との契約の相手方が、過去3年の間に指名停止を受けている場合（※1）には、不正行為防止の取組と併せて誓約書を提出してください。
- 3 契約約款における賠償金額について、最大限の抑止効果を発揮するよう、契約金額と同等額の設定に引き上げます。

#### \* 契約約款一部抜粋

（賠償の予定）

第20条 受託者は、第16条の2第10号又は第11号（※2）のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の10に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

(※ 1) 入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けた場合とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、対象外とする。なお、基準日とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする

(※ 2) 契約約款第16条の2

(10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

【参考】国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/12/27/09.html>

# 入札参加要件

以下に定める**全ての要件を満たし、記載事項に同意した者**とする。

- 1 東京都の「東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）」に基づく、**指名停止期間中でないこと。**

- ① 東京都の取扱いに準じ、入札参加後、契約締結までに指名停止を受けた事業者とは、契約締結できません。
- ② **過去 3 年間（※）に都の指名停止を受けた事業者**が入札の結果、落札候補者となった場合には、不正行為防止に係る誓約と再発防止策を記載した**誓約書を提出すること。**

※入札参加者が、基準日の 3 年前の日から起算して 3 年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止を受けた場合とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、対象外とする。なお、基準日とは、各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする

- 2 東京 2025 デフリンピック準備運営本部が定める添付の**標準契約書を用いて契約締結することに同意すること。**

※標準契約書の「賠償の予定」に記載する談合その他不正行為等を行った場合に支払う**賠償額については、契約金額相当額としていることに留意**

- 3 結果について、**入札経過調書等により事業者名及び入札金額が公表されることに同意すること。**
- 4 その他、**仕様書等記載の入札参加要件等を満たしていること。**

(例)  
誓約書

令和 年 月 日

(公財) 東京都スポーツ文化事業団  
デフリンピック準備運営本部長 殿

会社名

代表者名

令和〇年〇月〇日付で東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けたことを踏まえ、本契約の履行等にあたって、同様の不正行為等を行わないことを誓約するとともに、別紙のとおり不正行為等の再発防止策を定めておりますので、提出します。

なお、この誓約書及び別紙の再発防止策は、公正取引委員会又は、警察、東京都の関係部署に送付されても異議はありません。

(様式例)

## 不正行為等の再発防止策

### 1 不正行為等の概要（経緯・原因等）

- …
- …
- …
- …
- …
- …

### 2 再発防止策

- 【●●】
- …
- …
- …
- 【●●】
- …
- …
- …